

# 葛飾区共同住宅への防犯設備整備助成金 Q & A



## 申請

◆ 助成金の申請前に、相談は必要ですか。

答 この補助金は防犯カメラを設置する前に申請書を提出する必要があります。申請書のご提出にあたっての設置箇所など、ご不明なことがございましたら事前にご相談ください。

◆ 申請書を提出したら工事を開始できますか。

答 申請書提出後、区が内容審査を行います。その後申請内容が適切であれば、交付決定通知をお送りしますので、それを受け取ってから工事を開始してください。  
**※交付決定通知を受け取る前に工事開始した場合、助成対象にならなくなりますのでご注意ください。**

◆ 葛飾区内に所在する共同住宅のオーナーですが、住民登録地は区外です。申請は可能ですか。

答 申請可能です。

◆ 住民登録地は葛飾区ですが、区外に共同住宅を所有しています。申請は可能ですか。

答 申請対象外です。申請対象は、葛飾区内に共同住宅を所有していることが条件です。

◆ 葛飾区内の共同住宅の所有者から管理を委託されている管理会社（法人）ですが、管理会社が申請することは可能ですか。

答 補助対象が、所有者、管理組合、当該共同住宅に居住する者が加入する自治会であることから、管理の委託を受けている管理会社名義で申請することはできません。ただし、管理会社が申請の手続きを代行することは可能です。その際は申請者からの委任状が必要となります。

◆ 防犯設備の整備にあたり国や東京都などの公共機関から補助金を受給している場合は申請できますか。

答 他の補助金との併用はできません。

◆ 郵送での申請も可能ですか。

答 郵送による申請も可能です。ただし、可能な限り事前にご相談をお願いします。また、申請内容に疑義が生じた場合は、区より確認のためご連絡をいたします。

◆ 葛飾区内に複数の共同住宅を所有しています。一棟ごとに申請できますか。

答 複数の地域に共同住宅を所有している場合は、一棟ごとに申請できます。申請書は1棟につき1通提出してください。なお、1つの敷地内に複数棟ある場合は、敷地単位で1申請となりますのでご注意ください。

◆ 葛飾区内に複数の共同住宅を所有しています。すべての共同住宅で助成金申請をしたいのですが、工事の時期等の都合で、別々の時期に申請書を提出できますか。

答 複数の地域に共同住宅を所有している場合は、その申請にあたっては別々の時期に申請書を提出できます。ただし、1つの共同住宅につき申請は年度内1回となりますのでご注意ください。

## 申請書類

◆ 申請書類の記載方法がわからない。

答 記載例（HPで公開または窓口配布）を参考に記載をお願いします。

◆ 申請書類の記載を間違えた場合は、どうすればよいですか。

答 原則、書き直して再提出をお願いします。  
また、各書類の作成者氏名欄に押印し、押印がある書類とした場合は、訂正箇所には2重線を引いて押印し、その上に正しい内容を記載してご提出ください。ただし、その場合でも金額欄の訂正はできません。なお、修正テープ・修正液の使用は、認められませんのでご注意ください。

◆ 必要書類は、原本の提出が必要となる場合がありますか。

答 工事や契約内容がわかる書類、見積書、領収書などについては原本を提出する必要はありません。原本はお手元に残し、コピーの提出をお願いします。

◆ 助成金の振込先の口座は、申請者本人名義以外の口座でも可能ですか。

答 個人所有者 → 申請者本人名義の口座  
管理組合 → 組合名義の口座  
自治会 → 自治会名義の口座  
※上記以外の口座に振り込む場合は助成金受領に関する委任状が必要です。

◆ 申請書に添付する写真はどのようなものですか。

答 防犯カメラを設置する予定の現場写真の提出をお願いします。

◆ 実績報告書に添付する工事後の写真はどのようなものですか。

答 防犯カメラ設置工事の完了した現場写真で、カメラ本体の設置状況が分かるものをご提出ください。

◆ 写真は、どのように提出すれば良いですか。

答 以下のいずれかの方法で、ご提出ください。  
・現像した写真  
・写真のデータをワード等に貼り付けたものの写し（カラー印刷）

## 助成率

◆ 助成率は。

答 助成率は、1/2になります。

## 助成額

◆ 助成上限額は、いくらですか。

答 助成上限額は、50万円になります。

◆	総額80万円の防犯カメラを購入・設置しました。助成額はいくらですか。
答	助成額は、40万円になります。(80万円×1/2=40万円)
◆	総額120万円の防犯カメラを購入・設置しました。助成額はいくらですか。
答	助成額は、50万円になります。(120万円×1/2=60万円、ただし助成上限額が50万円)

## 防犯カメラ

◆	助成対象となる防犯カメラの定義はありますか。
答	・犯罪防止を目的としていること。 ・継続的に撮影している録画機能のついたカメラであること。
◆	防犯カメラ本体以外にも助成対象となる関連機器はありますか。
答	防犯カメラが撮影する映像の記録・通信のために必要な関連機器が対象です。 ※その関連機器がないと映像の記録・通信が出来ない等が判断基準となります。 ※利便性向上などを目的とした機器であって、防犯カメラの稼働に直接的に関係のないものについては助成対象外となる場合があります。
◆	防犯カメラを設置するのに、必要となった資材の購入費は助成対象になりますか。
答	防犯カメラの設置工事に必要となる資材であれば、設置工事費として助成対象となります。
◆	ダミーカメラは、補助対象になりますか。
答	対象になりません。(定義に合致しないため)
◆	防犯カメラの設置場所に要件はありますか。
答	敷地内に駐輪場がある場合は、防犯カメラを原則として1台以上駐輪場に設置してください。 駐輪場への設置が困難または既に設置されている場合は、危機管理課へご相談ください。
◆	防犯カメラの撮影範囲に要件はありますか。
答	設置範囲は、共同住宅の敷地内で、かつ近隣住民等のプライバシー保護に留意してください。 やむを得ず共同住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者等に必ず事前に説明を行い、同意を得るかマスキング処理を行ってください。
◆	既設の防犯カメラを交換(更新)する場合、補助の対象になりますか。
答	対象となります。また、防犯カメラの機能向上が目的の場合も助成対象とします。
◆	防犯カメラを設置する際に「防犯カメラ稼働中」といった表示板を設置したいが、対象になりますか。
答	防犯カメラの稼働を周知する目的で「防犯カメラ稼働中」といった表示板を設置する場合は、助成対象となります。